

第2部 高齢社会の現状と将来推計

第1章 本市の高齢者人口等の現状と将来推計

第2章 高齢者福祉施策の基本方針

第3章 第8期計画の基本目標

第1章 本市の高齢者人口等の現状と将来推計

1 現状

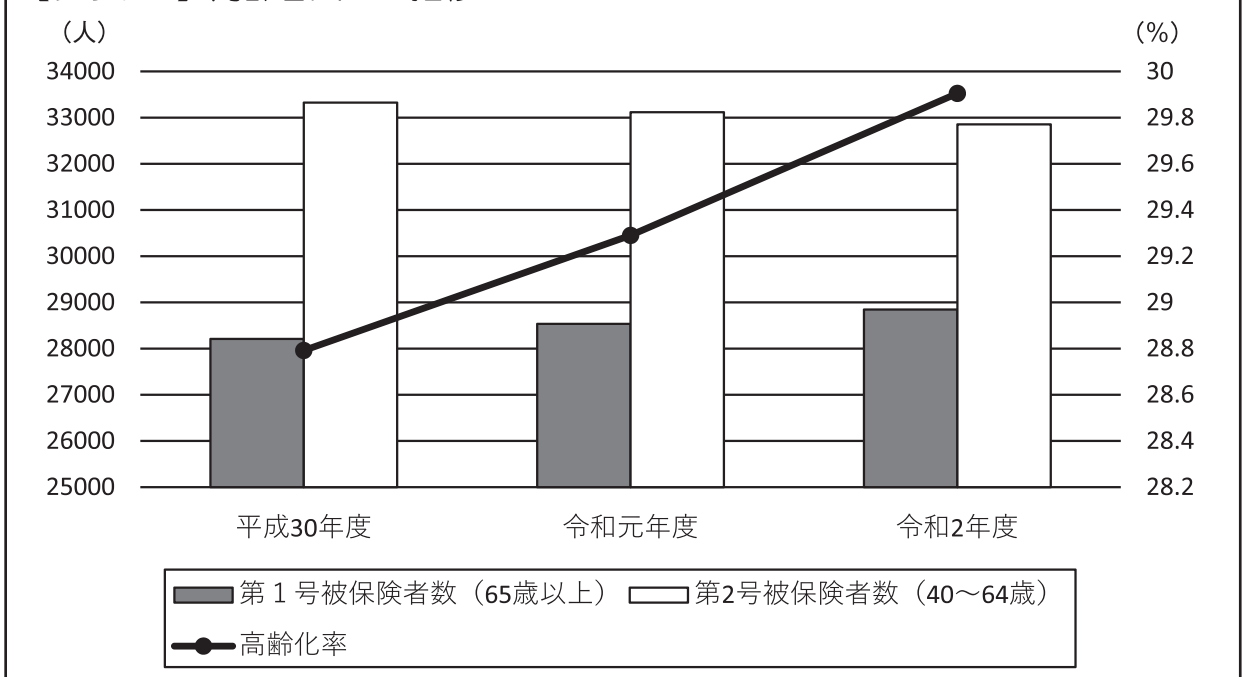
ア 高齢者の人口・高齢化率

- 令和2年10月1日現在の住民基本台帳（登録人口）において、第1号被保険者（65歳以上）は28,846人で、その内訳は前期高齢者（65～74歳）が14,867人、後期高齢者（75歳以上）が13,979人となっており、平成30年度の第1号被保険者28,209人に比べ、2年間で637人、2.25%増加しました。
- 鹿沼市の総人口に対する高齢化率は、令和2年度に29.9%となり、3割に迫る勢いであり、急速に高齢化が進行しています。

【表1】高齢者数の推移（各年10月1日現在：登録人口）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	97,976人	97,425人	96,459人
第1号被保険者数（65歳以上）	28,209人	28,536人	28,846人
前期高齢者（65～74歳）	14,612人	14,609人	14,867人
後期高齢者（75歳以上）	13,597人	13,927人	13,979人
第2号被保険者数（40～64歳）	33,326人	33,117人	32,854人
高齢化率	28.8%	29.3%	29.9%

【グラフ1】高齢者人口の推移



イ 高齢者の世帯状況

高齢化の進展や市民の意識変化に伴い、家族の在り方も大きく変化しています。

在宅高齢者状況調査では、令和元年度は平成30年度に比べ、高齢者のみの世帯の合計が280世帯増加しています。

【表2】 高齢者のみの世帯状況（施設入所者を除く。）

年 度	平成23年度	平成26年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ひとり暮らし（単身世帯）	2,207	2,617	2,844	2,992	3,126
シルバー世帯（※注1）	2,166	2,397	2,702	2,822	2,951
高齢者3人以上世帯（※注2）	（※注3）	91	116	130	147
合 計	4,373	5,105	5,662	5,944	6,224

資料：在宅要援護高齢者状況調査（各年9月1日現在）

※注1 本市が定義する言葉で、「2人とも65歳以上の世帯」をいいます。

※注2 本市が定義する言葉で、「3人以上全員が65歳以上の世帯」をいいます。

※注3 平成23年度以前は、「高齢者3人以上世帯」は「シルバー世帯」に含み集計。

ウ 要介護・要支援認定者の状況

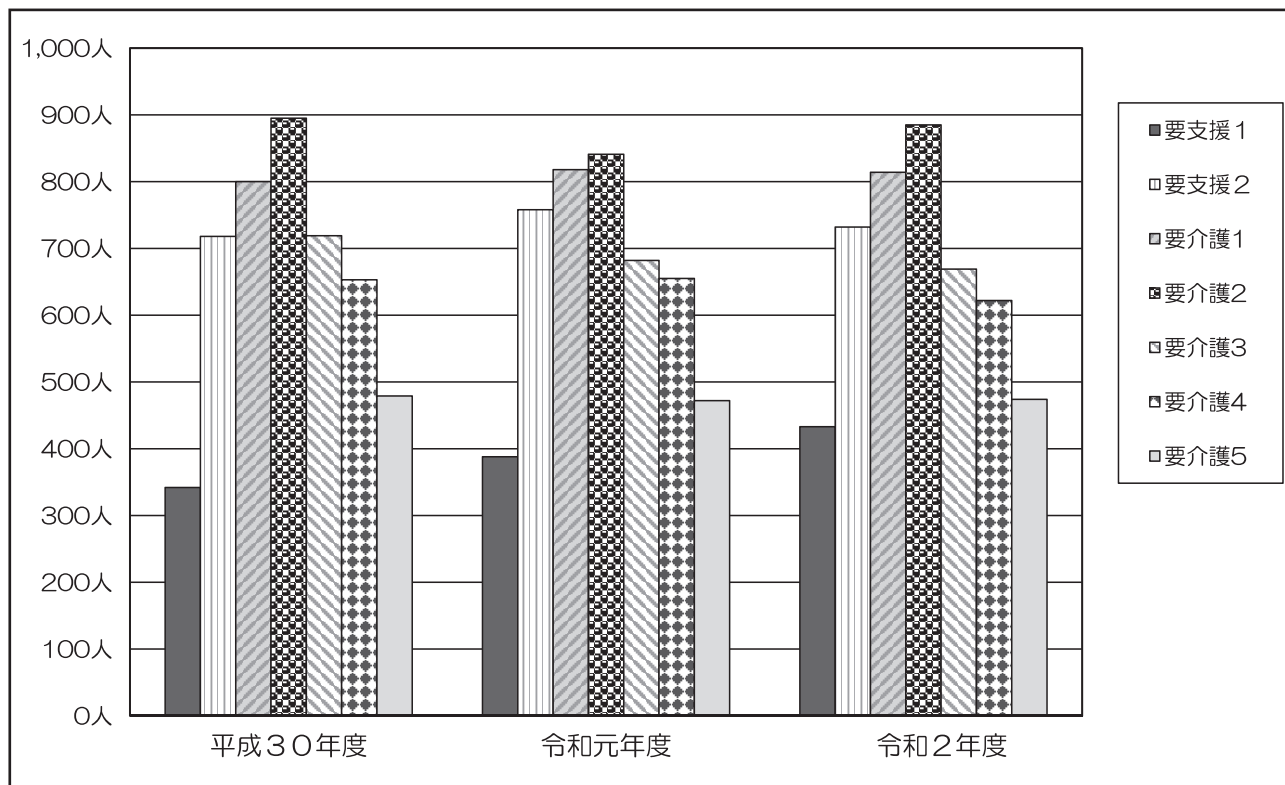
令和2年10月1日現在の第1号被保険者28,846人（5ページ「【表1】 高齢者数の推移」を参照）のうち、要介護・要支援認定を受けている高齢者は、4,629人（第2号被保険者は100人）となり、16.0%の高齢者が支援や介護を必要としています。

【表3】 第1号被保険者における要介護認定者数の推移（単位：人・%）

年度 区分	平成30年度 （下段は区分の割合）	令和元年度 （下段は区分の割合）	令和2年度 （下段は区分の割合）
要支援1	342 (7.4%)	388 (8.4%)	433 (9.4%)
要支援2	718 (15.6%)	758 (16.4%)	732 (15.8%)
要介護1	800 (17.4%)	818 (17.8%)	814 (17.6%)
要介護2	895 (19.4%)	841 (18.2%)	885 (19.1%)
要介護3	719 (15.6%)	682 (14.8%)	669 (14.5%)
要介護4	653 (14.2%)	655 (14.2%)	622 (13.4%)
要介護5	479 (10.4%)	472 (10.2%)	474 (10.2%)
合 計	4,606 (100.0%)	4,614 (100.0%)	4,629 (100.0%)
認定率	16.3%	16.2%	16.1%

資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日）※認定率は第1号被保険者のみ

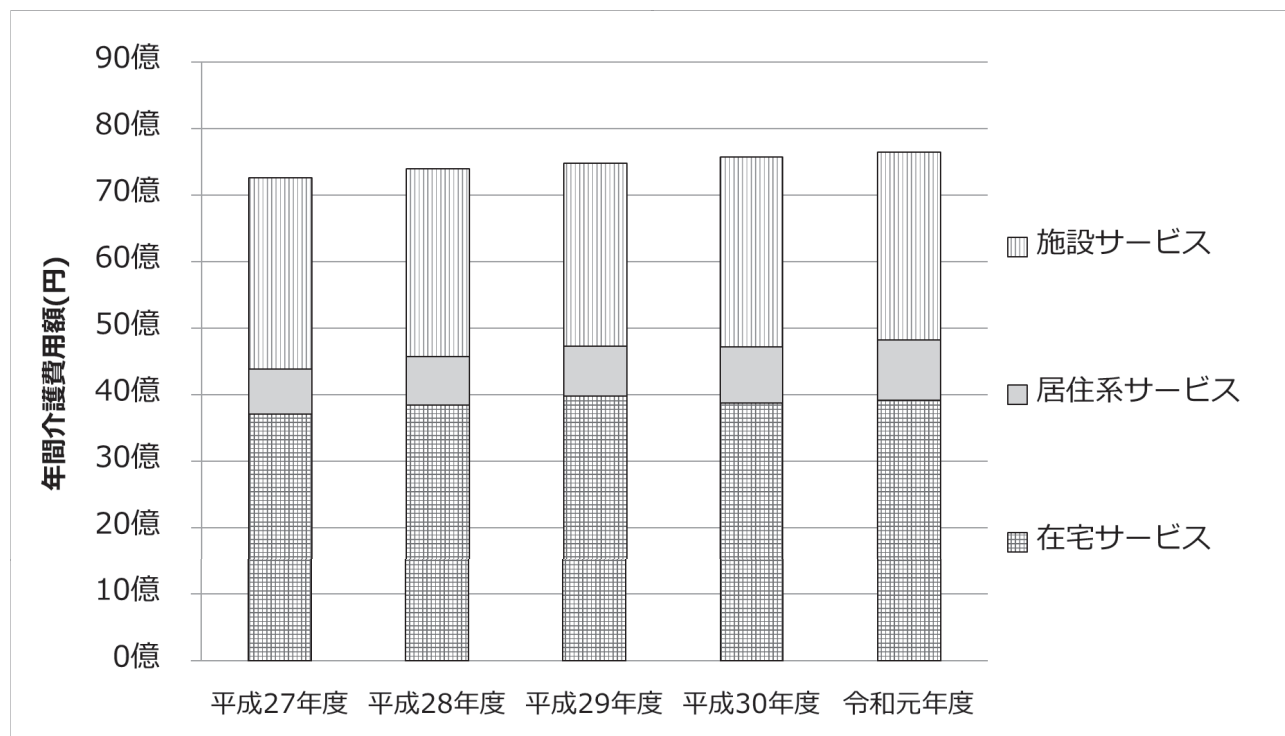
【グラフ2】 要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日）

エ 介護サービスの実績

【グラフ3】 介護給付費の推移



※第8期介護保険事業（支援）計画策定に向けたワークシート（総括表）より

オ 在宅医療の現状

市民の在宅医療を支える機関は徐々に増えています。また、通院することが困難となった方に対し、かかりつけの患者であれば往診をしている医療機関もあります。

【表4】在宅医療の現状

項目	単位等	鹿沼市	栃木県
在宅療養支援診療所数 (令和2年4月1日現在)	施設数	2	153
	人口10万人当たり施設数	2.1	7.9
在宅療養支援歯科診療所 (令和2年4月1日現在)	施設数	4	60
	人口10万人当たり施設数	4.2	3.1
在宅療養支援病院数 (令和2年4月1日現在)	施設数	0	7
	人口10万人当たり施設数	0.0	0.4
訪問看護ステーション数 (令和2年10月1日現在)	施設数	6	87
	人口10万人当たり施設数	6.3	4.5
地域包括支援センター数 (令和2年4月1日現在)	施設数	7	99
	人口10万人当たり施設数	7.4	5.1

※栃木県ホームページ、鹿沼市推計人口（国勢調査結果概数）など

カ 高齢者のいる世帯の住居の状況

令和元年11月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、本市に在住する高齢者の住居の種類は「持家」が86.5%という割合になっています。

【表5】高齢者のいる世帯の住居の状況

種類	回答数	構成比
持家	1,704	86.5%
民間賃貸住宅	65	3.2%
公営賃貸住宅	29	1.5%
貸家	23	1.2%
その他	21	1.1%
無回答	128	6.5%
合計	1,970	100.0%

資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和元年11月）

キ 市内指定介護事業所の現状

市内の介護サービス事業所は、新規設立の事業所が多くありますが、廃止や休止等もあり、第7期計画の期間からわずかに増えている現状であります。

平成28年4月から通所介護事業所のうち定員18人以下の小規模通所介護事業所が県の指定から市に移行されました。平成30年4月からは、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市に移行されました。

また、市内の介護療養型医療施設は平成29年5月末で指定を辞退し、令和3年3月現在、介護医療院への転換を希望する病院や診療所はありません。

このような市内の事業所の現状を踏まえ、未整備地区への施設整備の対応も含め、介護サービスの充実・強化を図る必要があります。

【表6】鹿沼市内指定介護事業所数一覧

区分	サービス種別（介護予防）	事業所数	
		H29.11.1現在	R2.11.1現在
居宅介護（予防）サービス	訪問介護（介護予防訪問介護） 「基準該当」含む	19	21
	訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）	2	1
	訪問看護（介護予防訪問看護）	5	6
	訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）	0	0
	通所介護（介護予防通所介護）（※）	23	23
	通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）	3	3
	短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）	14	14
	短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）	3	3
	福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）	10	9
	特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）	10	9
特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）	4	5	
(介護予防)地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0
	認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）	4 (うち休止中1)	4 (うち休止中1)
	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	7	10
	認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）	12	15
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	4
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0
	地域密着型通所介護	20	20
地域密着型療養通所介護	1	1	
施設サービス	介護老人福祉施設	8	8
	介護老人保健施設	3	3
	介護療養型医療施設	0	0
	介護医療院	0	0
居宅介護（予防）支援	居宅介護支援（介護予防支援）	28	30
合計		179	189

2 将来推計

ア 人口の推計方法

計画年次における第1号及び第2号被保険者数については、「国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」を採用しています。

推計した被保険者数については、介護給付費の推計や介護保険料を設定する際に用いられるほか、介護保険施設の整備計画を立てる際にも重要な数値となります。

イ 介護保険被保険者数の推計

介護保険被保険者数は、65歳以上の高齢者である第1号被保険者（C）と40歳から64歳までの第2号被保険者（B）により構成されていますので、その自然増等を推計します。

第8期計画期間中における被保険者合計数（D）は、令和5年度には59,896人と推計され、令和3年度に比べ527人減少する見込みです。そのうち、第1号被保険者（C）は28,860人で216人の増加、第2号被保険者（B）は31,036人で743人の減少が見込まれ、高齢化が更に進むものと推測されます。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度や団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年度にかけて、徐々に高齢者人口比（65歳以上人口が総人口に占める割合）が上昇する見込みです。

【表7】第8期計画の被保険者数推計

（単位：人）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年)	令和22年度 (2040年)
総人口（A）	93,268	92,347	91,426	89,581	74,222
第2号被保険者 (40～64歳)（B）	31,779	31,407	31,036	30,292	22,605
第1号被保険者 (65歳以上)（C）	28,644	28,753	28,860	29,075	28,781
前期高齢者 (65～74歳)	14,273	13,949	13,624	12,974	11,762
後期高齢者 (75歳以上)	14,371	14,804	15,236	16,101	17,019
被保険者合計（D）	60,423	60,160	59,896	59,367	51,386
高齢化率（C） / （A）	30.7%	31.1%	31.6%	32.5%	38.8%

ウ 要介護・要支援認定者数の推計

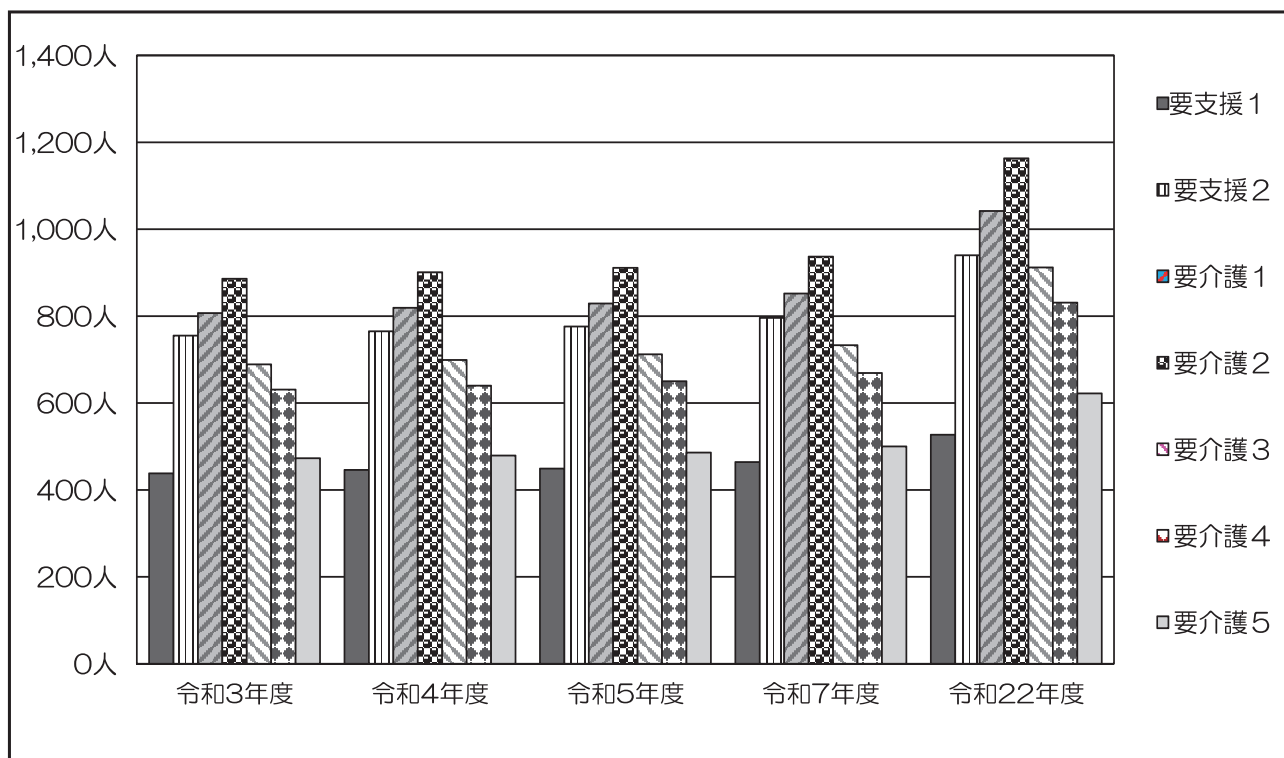
要介護認定者数は、令和元年度の認定者数実績を基に、認定率の伸び、被保険者数に対する要介護者等出現率を考慮し、被保険者推計値から要介護認定者を推計しました。

第1号被保険者が増加することに伴い、要介護認定者も増加する見込みです。

【表8】 要支援・要介護認定者数の推計（第1号被保険者） （単位：人）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援1	438	446	449	464	527
要支援2	755	765	776	796	940
要介護1	807	819	829	852	1,042
要介護2	886	901	911	937	1,163
要介護3	689	699	712	733	912
要介護4	631	640	650	669	831
要介護5	473	479	486	500	622
合計	4,679	4,749	4,813	4,951	6,037
認定率	16.3%	16.5%	16.7%	17.0%	21.0%

【グラフ4】 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者） （単位：人）



エ 認知症高齢者数

内閣府は、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)報告書に基づき、認知症患者数と有病率の将来推計を公表しています。

【表 9】 65 歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計（内閣府作成資料より）

年	平成 24 年 (2012 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)
実績値または推計値	実績値	推計値		
認知症患者数（人数）※	462 万人	517 万人	602 万人	675 万人
65 歳以上人口に対する割合（％）	15.0	15.7	17.2	19.0

※各年齢層の認知症有病率は、2012 年度以降も一定であると仮定

本市ではこの推計方法を基本に、2025 年度における認知症高齢者数の推計を行いました。

【表 10】 本市における認知症高齢者数の推計

	令和 2 年度 (2020 年)	令和 3 年度 (2021 年)	令和 4 年度 (2022 年)	令和 5 年度 (2023 年)	令和 7 年度 (2025 年)
総人口（人）	96,459	93,268	92,347	91,426	89,581
65 歳以上人口（人）	28,846	28,644	28,753	28,860	29,075
認知症患者の割合（％）	17.20	17.56	17.92	18.28	19.00
認知症患者推計数（人）	4,961	5,029	5,152	5,275	5,524

※「第 8 期いきいきかぬま長寿計画」の人口推計に基づき算出

※内閣府作成資料と同じ割合であると仮定し推計した

第2章 高齢者福祉施策の基本方針

1 基本方針

高齢者人口の増加、高齢化率の上昇など、高齢化がますます進展する中で、高齢者の生活を支援する医療費や介護保険給付費などの見直しが進められています。

一方、高齢者が住み慣れた地域で、健康を維持し、人々と交流を持ちながら、いきいきとした生活を送れる社会の構築が求められています。

本市では、平成18年3月に策定した第3期計画から平成30年3月に策定した第7期計画において、これまで高齢者福祉諸事業をはじめ介護サービスや介護予防事業を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりに努めてきました。

今回策定した第8期計画では、第7期計画まで取り組んできた地域包括ケアシステム推進のための方向性を承継しつつ、団塊の世代全てが後期高齢者となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な計画として、次の「基本的将来像」と「基本方針」を掲げ、これまで取り組んできた在宅医療介護連携や認知症施策等の取り組みを更に推進し、高齢者福祉及び介護保険事業の諸施策を一層推進していきます。

基本的将来像

あたたかい 笑顔が集う 長寿のまち “かぬま”

基本方針

高齢者福祉施策の推進「高齢者福祉計画」

持続可能な介護保険制度の運用「介護保険事業計画」

第8期計画期間では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とすべく、「医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）」を、各地域の実情に応じ推進していくことが重要です。

本計画では、基本方針を「高齢者福祉施策の推進」と「持続可能な介護保険制度の運用」を2本の柱として定め、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を相互に連携させながら取り組んでいきます。

第3章 第8期計画の基本目標

1 基本目標

基本方針に基づき、次の5つの基本目標を掲げて第8期計画を推進します。

基本目標① 生きがいきつくりと社会参加の推進

高齢者が元気でいきいきとした生活を送り、経験や能力を活かし地域の活動に積極的に参加していけるよう、生きがいきつくりと社会参加を支援します。

基本目標② 安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者が安心して快適な生活が営めるよう、高齢者にやさしいまちづくりを目指し、高齢期になっても住み続けることのできる生活環境の整備を推進します。

基本目標③ 地域支援事業の推進

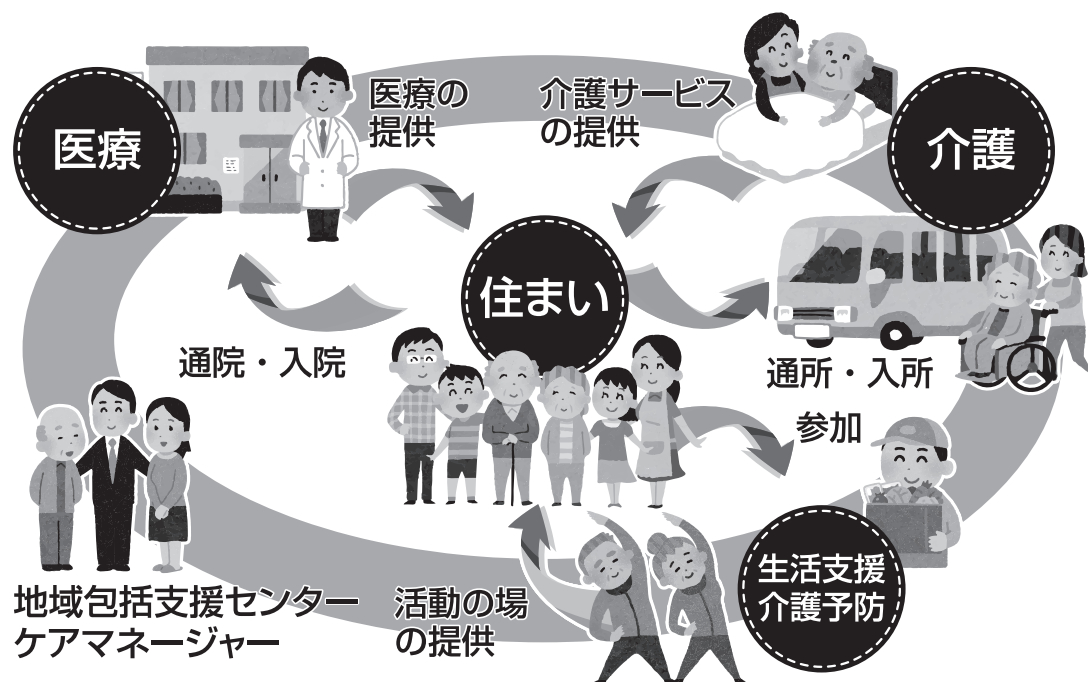
高齢者の尊厳の保持と自立支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの推進を図ります。

基本目標④ 介護サービスの充実・強化

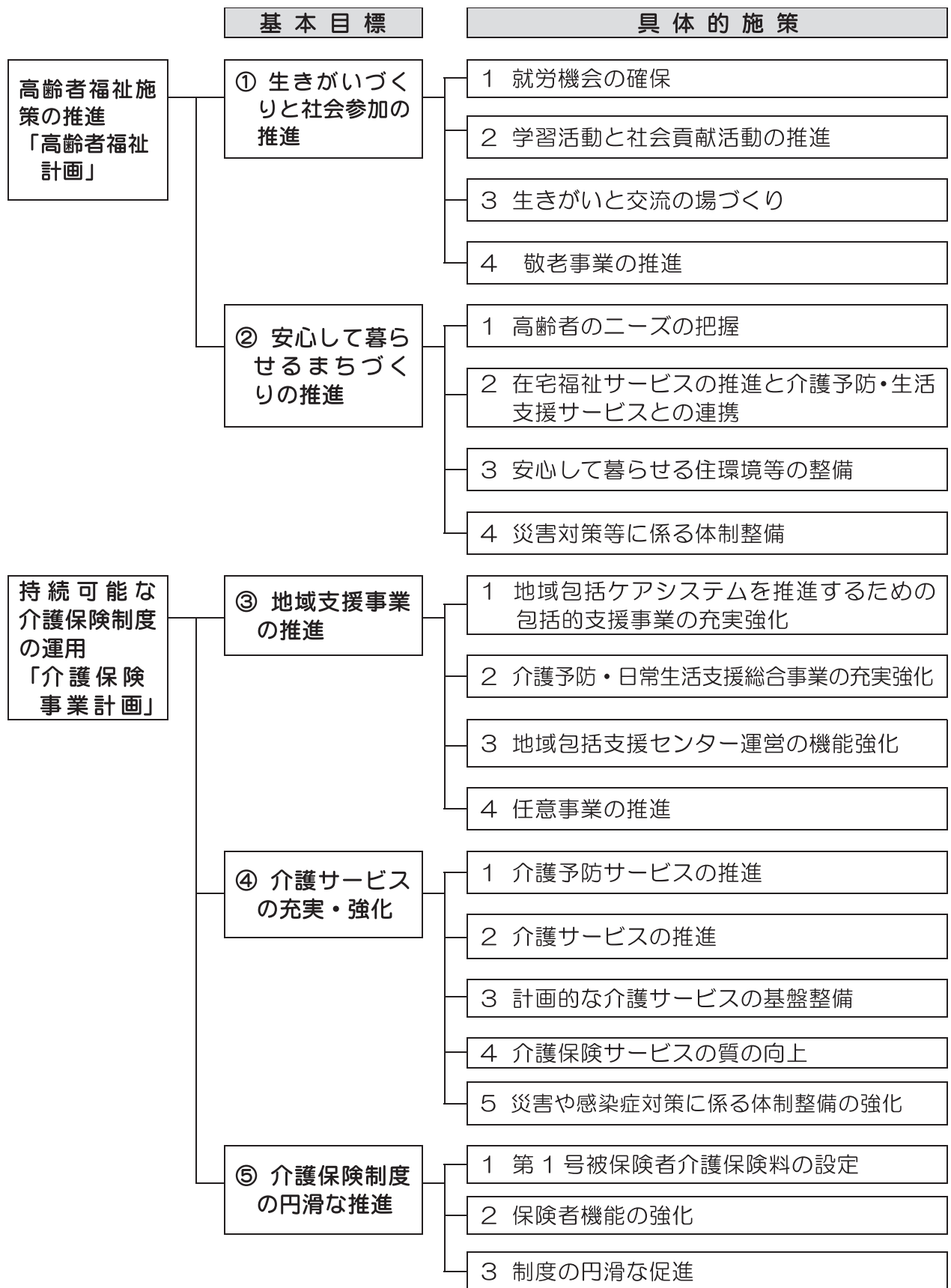
高齢者が要介護状態になっても、尊厳をもって適切な支援を受け、幸せな生活が営める社会の実現を目指し、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護サービスの基盤整備を推進し、介護サービスの充実を図ります。

基本目標⑤ 介護保険制度の円滑な推進

介護保険制度が将来にわたっても持続可能な制度であることを目指し、適切な保険料の設定や保険者機能の強化を図り、円滑な制度の推進を図ります。



2 施策の体系



あたたかい 笑顔が集う 長寿のまち “かぬま”